

様式第9号の2(第16条第1項関係)

時間外労働
休日労働
に関する協定届

労働保険番号	1210800143900000	社番号	00000000	第一労働者番号	00000000
法人番号	7050001004963				

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)	協定の有効期間
労働者派遣事業	株式会社 アイポート	(〒 286 - 0221) 千葉県富里市七栄127-48 エムズビル2F (電話番号 0476 - 33 - 3910)	令和6年11月1日から1年間
時間外労働	業務の種類	延長することができる時間数	
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	1日 1箇月①については45時間まで、②については12時間まで	1年①については360時間まで、 ②については320時間まで
	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)
休日労働	業務の種類	別紙協定書のとおり	360時間
	休日労働をさせる必要のある具体的事由	所定休日 (任意)	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻
時間外労働	業務の種類	別紙協定書のとおり	45時間
	労働者数 (満18歳以上の者)	別紙協定書のとおり	法定労働時間を超える時間数 (任意)
時間外労働	業務の種類	別紙協定書のとおり	6時間
	労働者数 (満18歳以上の者)	別紙協定書のとおり	42時間
時間外労働	業務の種類	別紙協定書のとおり	320時間
	労働者数 (満18歳以上の者)	別紙協定書のとおり	法定労働時間を超える時間数 (任意)

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 (チェックボックスに要チェック)



時間外労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2(第16条第1項関係)

業務の種類	労働者数 〔満18歳以上の者〕	1日 (任意)		1箇月		1年		
		延長することができる時間数 所定労働時間を超える時間数 (任意)	延長することができる時間数 所定労働時間を超える時間数と休日労働時間を合算した時間数 (任意)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数 所定労働時間を超える時間数と休日労働時間を合算した時間数 (任意)	延長することができる時間数 所定労働時間を超える時間数 法定労働時間を超える時間数 (任意)	延長することができる時間数 所定労働時間を超える時間数 法定労働時間を超える時間数 (任意)	(時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限定。)	
別紙協定書のとおり	別紙協定書のとおり	6回	80時間	25%	720時間	令和6年11月1日		
限度時間を超えて労働させる場合における手続 限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置								
労働者代表に対する事前の通知								
必要に応じて、産業界等による助言・指導を受け、又は労働者に産業界等による保健指導を受けさせる								
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。								<input checked="" type="checkbox"/>

協定の成立年月日 令和6年10月7日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 事務 藤浪 洋子

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 投票による選出

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。
(チエックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。
令和6年10月10日

成田 労働基準監督署長殿

使用人 代表取締役 小林良雄

成田 労働基準監督署 6.10.15 郵送受付

作成 社会保険労務士(茨城県社会保険労務士会) TEL.029 212-3277
提出代行者 大泉 敦史